

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鴻巣市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.7%
全職員	52.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.0%
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	96.0%
本庁係長相当職	94.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.2%
31～35年	91.4%
26～30年	92.0%
21～25年	93.3%
16～20年	87.4%
11～15年	88.2%
6～10年	89.3%
1～5年	85.4%

【説明欄】

・再任用職員、任期付職員など、週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしている。

例) 週28時間勤務の職員：28時間÷38.75時間(正規職員の勤務時間) = 0.72人/月

・任期の定めのない常勤職員以外の職員である会計年度任用職員について、全職員に占める会計年度任用職員の割合が46.8%となっており、また会計年度任用職員に占める女性の割合が84.9%となっているため、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

・扶養手当や児童手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は78.5%、児童手当の受給者に占める男性の割合は78.7%となっている。

* 勤続年数1～5年の職員には、県教育委員会等からの派遣職員を含んでおり、派遣職員に占める男性の割合は80%となっており、給与水準が高い職員が男性に偏っている。